

借入（リース）物件仕様書（自動車）

1 車種等

車種	ミニ・ホイールローダ・キャブ仕様
ミッション	電子制御ハイドロスタティックトランスミッション（HST）
台数	1台
総排気量	2,000cc程度 直接噴射式
乗用定員	1人
ドア数	2枚
車体カラー	黄色
指定文字等	両サイド前席ドア部分はアーム部分に『横浜市戸塚土木事務所』（左よこ書き・一文字6cm×6cm）と本市徽章（10cm×14cm・ハママーク 別紙のとおり）を黒色で記入する。
装備品	○運転席 キャブ仕様、サスペンションシート、シートベルト（4点又は3点式）、フロアマット、収納ボックス、外気導入式エアコン、AM/FMラジオ、室内用バックミラー、大型サイドミラー（左右）、ワイパー（前後）、ドアロック ○灯火類 ヘッドライト（左右）、ウィンカー（前後部左右）、作業灯（前後）、散光式回転灯（エアロブローメラン型散光式警光灯） ○アタッチメント マルチカプラ式標準バケット（容量0.5m ³ ）、マルチカプラ式アングリングプラウ、ワンタッチ機械式マルチカプラ ○その他 車検仕様、ナンバープレート、バックブザー、車両用消火器、タイヤチェーン、3バルブ配線レバー増設
特別仕様	座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー（厚さ：0.2mm以上）を付ける。ただし、ヘッドレストの設定がなければ不要とする。 ※土木工事現場作業車として使用するため、掃除しやすいビニール張とする。
購入者の使用目的	工事現場作業車
該当車種	メーカー、車名、グレード
	コマツカスタマーサポート（株） WA40-8 上記のとおり 日立建機（株） ZW40 上記のとおり
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	非該当または不適合でも可
その他参考事項	現在の使用状況：年間平均走行距離 約500km ドライバーの状況：複数人 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。「道路維持作業用自動車」の指定は、賃借人名義において賃貸人が手続きを行う。

2 物品納入期限

令和5年2月20日

3 借入期間(本年度分)

令和5年2月13日から令和5年3月31日まで

4 借入月数(本年度分)

2か月

5 予定借入期間及び最終日

7年間 令和12年2月12日

6 物品保管場所

所在地 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1

名称 横浜市戸塚区戸塚土木事務所

電話 (045) 881-1621

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。

また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リースするものとする。再リースする場合の月額賃貸料については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注担当課

所在地 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1

担当者 横浜市戸塚区戸塚土木事務所

井上

電話： (045) 881-1621

FAX： (045) 862-3501

○本市徽章

明治42年6月5日
告示第44号[本市徽章](#)ヲ次ノ通り相定ム地質 白
徽章 赤

寸法割合

高サハ横ノ100分ノ70
線幅ハ横ノ100分ノ8
線隙ハ線幅ノ4分ノ1

-2021.09.01作成-2021.09.01内容現在

例規の内容についてのお問合せ先：各担当局課

担当が不明な場合及び例規の情報提供についてのお問合せ先：

総務局総務部法制課TEL 045-671-2093 E-mail housei@city.yokohama.jp

(C) 2021 City of Yokohama. All rights reserved.